

文部科学省契約監視委員会（第66回）議事概要

開催日及び場所	令和6年7月3日（水） 文部科学省会計課会議室及びリモートオンライン会議	
出席委員 (敬称略)	○委員長 堀川 義一（経済調査会監事） ○委員 大谷 益世（公認会計士） 楠 茂樹（上智大学教授） 清水 光（弁護士） 松浦 亨（北海道大学病院客員教授）	
審議対象期間	第4四半期（令和6年1月1日～3月31日）	
個別審査案件	6件	○議事 （1）令和5年度第4四半期の物品・役務等契約に係る審査 （2）個別審査案件 （3）その他
一般競争入札方式	2件	
最低価格方式	2件	
最高価格方式	0件	
総合評価方式	0件	
指名競争入札方式	0件	
最低価格方式	0件	
総合評価方式	0件	
随意契約方式	4件	
企画競争	1件	
公募	0件	
競争性のない随意契約	2件	
不落随意契約	1件	
事前審査案件	0件	
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	別紙のとおり	
委員会による意見の内容	審議の過程で検討や見直しをしていただきたいと申し上げた点につきましては適切に対応していただくこととし、全体としては問題なく処理されている。	

質 問 ・ 意 見	回 答
<p>個別審査案件について（以下、審査順）</p> <p>① 「「ICT機器の導入・活用と教員の働き方に関する調査」に係るインターネット調査実施事業一式」 【随意契約（競争性のない随意契約）】 （国立教育政策研究所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業は令和4年度に実施した調査の追跡調査とのことであるが、調査初年度（令和4年度）の時点で次年度以降も調査を継続することは既成事実ではないのか。そうであれば、国庫債務負担行為を活用した複数年度契約によることは考えなかったのか。 ・令和5年度調査の契約金額は令和4年度調査のそれと比べて約1.5倍となっているが、どのような要因があるのか。 ・令和4年度調査の契約相手方が何らかの事情により、令和5年度調査の契約に応じられないような事態が生じた場合は、どのように対処する方針であったのか。本来は、令和4年度調査の段階で、情報の引継ぎをどうするか等を検討しておく必要があったのではないか。 <p>② 「石川県内における奥能登地域への教職員派遣に係るバス借上げ一式」 【随意契約（競争性のない随意契約）】 （大臣官房会計課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本件の契約相手方として、直接バスを運行する業者ではなく、公益財団法人石川県バス協会を選定したのは何故か。 	<p>－</p> <ul style="list-style-type: none"> ・御指摘のとおり、令和4年度調査は翌年度に追跡調査を実施することを前提として契約を締結したものである。 必ずしも複数年度を前提とした事業が国庫債務負担行為になじむものではないと考えるが、本事業については、教員の負担に配慮して、業者が持つデータバンクのモニター調査が最も効果的かつ経済的であると考え、初年度は見積合わせで契約相手方を選定し、次年度の調査については同一のモニター調査による必要があることから、初年度の契約相手方と随意契約を締結する方式を採ったものである。 ・まず、令和4年度調査のサンプル数は1,200人、設問数は55問であったが、令和5年度調査のサンプル数は1,400人、設問数は75問に増えたことが挙げられる。 2つ目の要因としては、令和5年度調査については、追跡調査のクロス集計作業が加わったことが考えられる。 なお、サンプル数の増加については、追跡調査の回答率が低い場合を想定した措置である。 ・令和4年度調査の契約相手方との契約締結ができないような場合には、令和5年度も単発で同程度の調査を実施し、2か年度分の調査を比較するという形にならざるを得ない。 今後同様の事業を実施する場合には、御指摘を踏まえて、情報の引継ぎ方法等についてしっかりと検討してまいりたい。 <ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人石川県バス協会は石川県との間で、災害時の石川県等からのバス輸送依頼に対応するとして災害協定を締結している。 当時は令和6年能登半島地震によって石川県内

<p>③ 「文部科学省における生成 AI の利活用を統制する規制手段の解決に資する基盤技術に関する調査分析業務 一式」 【一般競争（最低価格落札方式）】 （大臣官房会計課）</p> <ul style="list-style-type: none"> • 本件の調達手続のスケジュールを見ると、入札説明会の開催日から入札書の提出期限日まで5日間しかない。応札者にとって入札説明会で初めて明らかとなった点があって、入札内容を再検討する必要が生じた場合等には、タイトなスケジュールではないか。この点について、会計法令上何か決まりはあるのか。 • 入札説明会には2者が参加しているものの、結果的には一者応札となっており、また、1回目の入札では予定価格の制限に達した価格がなく、再度の入札を行っている。 こうした点に鑑みても、今回のスケジュール設定は会計法令に直ちに違反するものではないが、競争性確保の観点から工夫が必要ではないか。 <p>④ 「オフィスアプリケーションサービスの利用」 【一般競争（最低価格落札方式）】 （科学技術・学術政策研究所）</p> <ul style="list-style-type: none"> • 本件のような一般的なアプリケーションサービスに係るライセンス契約であれば、契約相手方となり得る業者は多数存在すると思われる。しかしながら、入札説明会には2者しか参加しておらず、応札者も1者となっている。 この点について、文部科学省はどのような点に問題があると考えているか。 • 経済産業省においては、一者応札の改善に向けて、透明性・公平性の確保に十分留意した上で、入札公告前の業者への事前接触を容認している。事前接触には賛否両論があり、慎重な議論が必要ではあるが、参考情報として紹介する。 • 入札説明会等に参加したが応札しなかった業者に対するアンケートでは、その理由として「次年度以降も同契約を受注できないと確保した人員の雇用や設備投資が無駄になるなどのリスクを考慮したため」という点が挙げられている。 	<p>のバスの需給はひっ迫しており、当該協会を通じて奥能登地域への派遣教職員の輸送手段を確保したものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 会計法令においては、公告期間を最低10日間確保するよう定められているが、入札説明会のスケジュール設定に関しての決まりはない。 • 御指摘を踏まえて、公告日を前倒しすることで入札説明会から提出期限までの期間をもう少し長く確保する等、改善を検討してまいりたい。 <ul style="list-style-type: none"> • 文部科学省は他省庁に比べて一者応札の割合が高く、こうした事態の改善を図るためには、競争参加者の確保も重要であると認識しており、昨年度からは新たに、入札情報をメルマガで発信する取組みも行っている。 • 承知した。 • 御指摘を踏まえ、今回入札説明会に参加したが応札しなかった業者に対するヒアリングを徹底し、今回の事案の事後検証を行うとともに、次回の契約に向けて競争性が確保できるよう検討してまいりたい。
--	---

本件の応札者はライセンス契約の代理店という立場になると思われるので、このような理由を挙げている点は判然としかねるが、本アンケートは一者応札の改善にネックとなる点を把握する上で重要なものなので、業者へのヒアリングを徹底していただきたい。

⑤ 令和5年度アイヌ語アーカイブ作成支援事業」
【随意契約（企画競争方式）】
（文化庁）

- 本件の募集案内においては、事業規模は総額で490万円程度、採択件数は2件として、1件当たりの事業規模は明示していない。
同一の事業規模（予算額）内で複数の応募者が品質、即ち企画提案の内容を競い合うのが一般的な企画競争の趣旨であると考えるが、この点についてどう考えているか。
- 2者から応募があり、企画提案に係る経費の申請額については、外部有識者による審査委員会での評価点1位の者が約140万円、2位の者が約410万円で、合計額は約550万円となり、予算額を超えてしまっている。
契約締結に当たっては予算額内に収まるように、後者を約310万円に減額しているが、審査委員会あくまで約410万円での提案内容について審査・評価を行ったのであり、質の保証等の観点から問題があるのではないか。
- 評価点1位の者と2位の者では評価点に大きな差があると思う。また、後者については、審査委員の1人が事業の実現可能性や実施体制に対して最低評価点を付けているが、これらの点は採択に当たって考慮されたのか。
- 募集案内には「採択決定の後、採択者と契約額及び契約の条件等について調整を行う」旨が記載されているが、これはどのような趣旨か。

- アイヌ語は地域によって言語の中身が異なるため、複数地域の音声データをアーカイブ化することが求められていることから、予算の範囲内で優れた企画提案を2件程度採択したいという趣旨での公募を行った。
しかしながら、御指摘の企画競争の趣旨を踏まえれば、1件当たりの事業規模を明示すべきであったと考える。
- 事務方で提案内容、特に申請額を精査し、業者との交渉を経て契約金額を決定したものであるが、御指摘を踏まえ、公募時に1件当たりの事業規模を明示するよう改善してまいりたい。
- 複数地域の音声データをアーカイブ化することが求められていることに鑑みて、最低基準点は設けていないが、審査委員の半数以上が最低評価点を付けた審査項目が1つ以上ある企画提案については不合格となる旨を、審査基準で定めている。
- 募集案内では経費計上に当たっての留意事項も示しているが、採択後に提出される事業計画書において、これに適合しない経費が計上されている場合には調整を行うことを想定している。
本件のように予算額を超える申請額について、事務方による査定を許容する趣旨ではない。
この点については、今回の御指摘も踏まえて、省内で認識を統一してまいりたい。

⑥ 「体育・スポーツ施設に関する調査研究（政府統計共同利用システム電子調査票の開発等）事業 一式」

【随意契約（不調随意契約）】
（スポーツ庁）

- 本件は2回の不調を経て3度目の公告により令和6年3月4日の契約締結となっている。当初の想定に比べて履行期間は大幅に短くならざるを得ないが、この点はどのように対応したのか。
- 本件の検収は問題なく行われたのか。会計法令上、検査職員は大変重大な責任を負っている。令和4年度決算検査報告では農林水産省の契約において、一部の業務が未履行の状態であるにも関わらず全ての業務が完了したこととして検査調書を作成していた事態は会計法令違反との指摘を受けている。同様のことがないよう、参考情報として紹介する。

- 1、2回目の公告に対して応者がなかった要因について、入札説明会参加者へのアンケートやヒアリングにより調査を行い、その結果を踏まえて業務の一部はスポーツ庁が直接実施する等、仕様の見直しを行った。
- スポーツ庁の本事業担当課係長が検査職員として検収を行った。御指摘を踏まえて、引き続き適切に対応してまいります。